第３章　生活保護・困窮者支援

第１節　生活保護の動向　〔保護課〕

１　被保護人員と保護率の推移

本市の誕生以前の昭和 30 年代前半の北九州地方の保護率（人口千人あたりに占める被保護人員の割合・‰パーミル）は、全国平均と同程度か低いといった状況にありました。しかし、昭和 30 年代半ばを境に石炭産業の斜陽化などにより、被保護人員が急増し、本市が誕生した昭和 38(1963)年度の保護率は全国平均を大きく上回るようになり、その後も、経済的要因の他に、合併時の市政の混乱、集団陳情等により被保護人員の増加は続き、昭和 42(1967)年度には過去最高の保護率 67.2‰を記録しました。

そこで本市では、昭和 42(1967)年度から保護の適正化（第１次適正化）を進め、昭和 42(1967)年４月の保護率 69.1‰をピークに、昭和 49(1974)年 10 月には 38.5‰にまで低下しました。

しかし、２度にわたるオイル・ショックによる経済不況等の影響を受け、再び被保護人員が増加傾向に転じ、昭和 54(1979)年には保護率が 46‰台までに達し、また、暴力団関係ケース等の不正受給が目立ったため、第２次適正化に着手しました。その結果、昭和 59(1984)年５月には本市発足以来最低の保護率（38.4‰）となり、その後も景気の上昇や基礎年金制度の導入などの経済的・制度的要因もあいまって、被保護人員は減少し 13‰前後の保護率で推移してきました。その後は、平成 20(2008)年秋のリーマンショック以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い再び増加しましたが、景気の回復や就労自立支援の取組みなどにより、近年は落ちついた状況で推移しています。

◆本市の被保護人員と保護率の推移（年度平均）

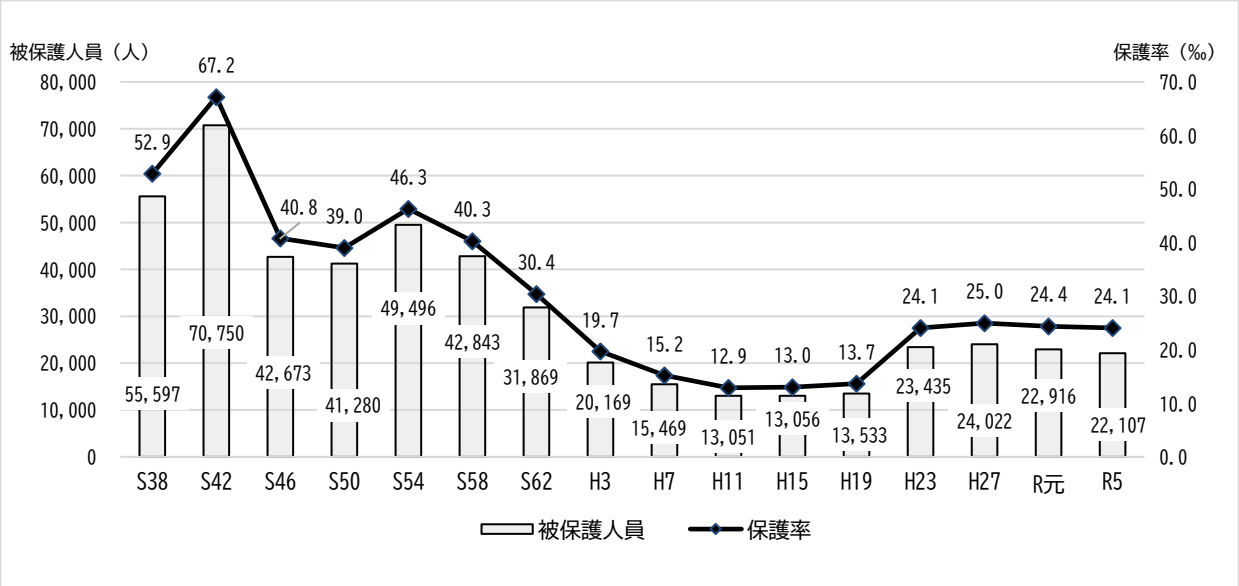

２　被保護世帯の状況

被保護世帯を世帯類型別の割合でみると、高齢世帯の割合が年々増加する傾向にあり、平成 30(2018)年度には、その割合は６割を超えました。高齢化の進展により、この傾向は今後も続くものと見込んでいます。

◆世帯類型別構成比の推移（年度平均）

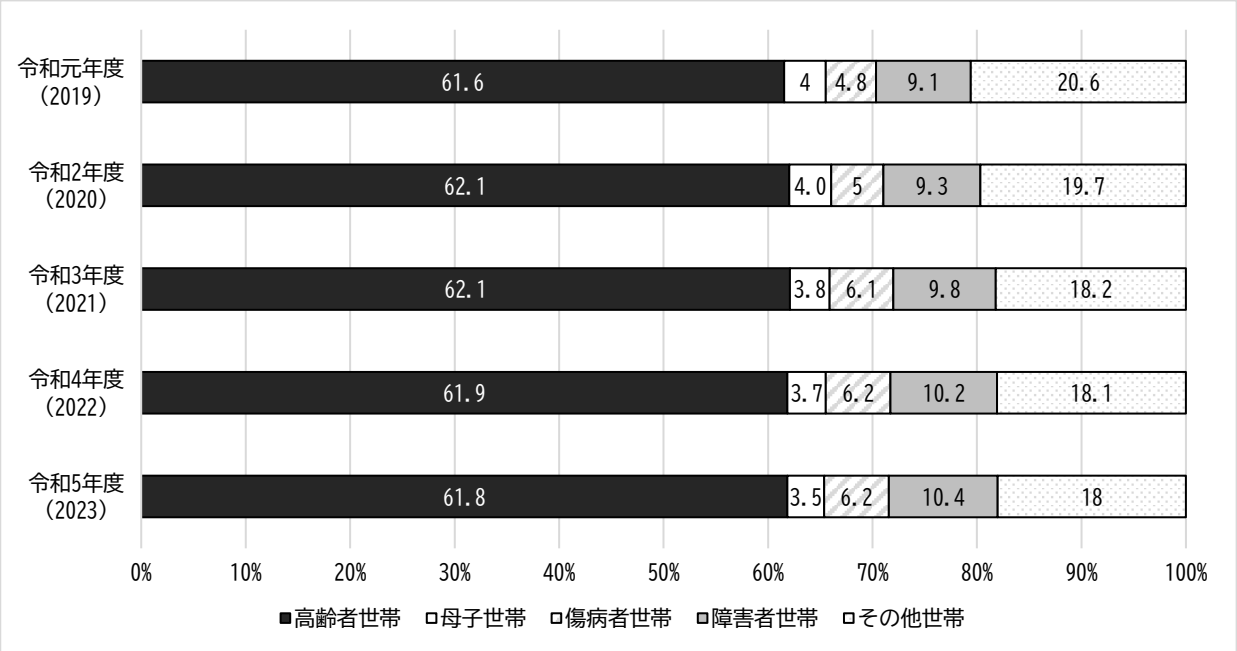

※端数の関係で、合計が 100 とならない場合がある。

３　生活保護費の状況

平成 20(2008)年秋以降の景気・雇用情勢の悪化による被保護人員の増加に伴い、本市の生活保護費は増加傾向にありましたが、その後、雇用情勢の緩やかな回復の影響に加え、積極的な就労自立支援や医療扶助の適正化の取組み、不正受給防止対策等の効果により落ち着きをみせました。

近年のコロナ禍による社会経済情勢の大きな変動はあったものの、被保護人員、生活保護費ともにほぼ横ばいで推移しています。

なお依然として医療扶助費の生活保護費全体に占める割合は大きく、約６割を占めています。

◆扶助費別決算額の推移

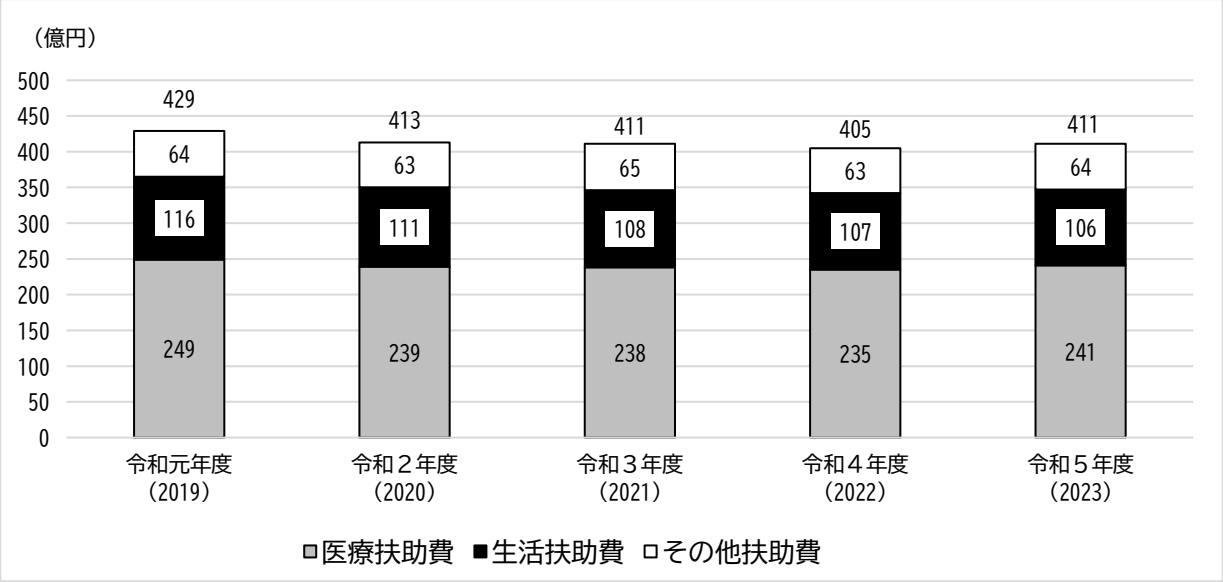

第２節　就労自立支援、保護の適正化　〔保護課〕

１　生活保護受給者に対する就労自立支援対策

平成 20(2008)年秋以降、失業等を理由に生活保護となる世帯が増加する中で、次のような就労自立支援に取り組み、多くの就労開始者・増収者を出し自立に結びつけています。

（１）ハローワークとの連携

受給者等を対象とした「ハローワークの常設窓口」を区役所内に設け、ハローワークからの巡回相談により連携強化に努めています。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支援者数	921 人	777 人	817 人

（２）民間キャリアカウンセラー等による支援

専門知識や経験を持つ民間人材を活用した効果的な就労支援を行っています。また、求人開拓員が求人を独自に開拓し、直接、それぞれの受給者に合った仕事を紹介しています。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象人数	1,868 人	1,750 人	1,685 人
就労開始・増収者	631 人	623 人	696 人
効果額	3 億 1,098 万円	3 億 2,087 万円	３億 3,290 万円
ｷｬﾘｱｶｳﾝｾﾗｰ配置数	31 人	31 人	29 人

（３）被保護者就労準備支援事業の取組み

通常の支援ではなかなか就労に結びつかない生活保護受給者の若年者等に対して、伴走型支援を実施することにより、日常生活の自立や孤独化の防止、社会とのつながりの確保（社会的自立）、経済的自立（福祉的就労・中間就労を含む）に向けて取り組んでいます。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
支援者数	17 人	16 人	23 人

２　医療・介護扶助の適正化

各区の医療・介護適正化担当係長を中心に、社会福祉士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を積極的に活用しながら、医療・介護扶助の適正化を推進しています。

（１）医療扶助適正化事業

各区に配置している看護師（会計年度任用職員）や社会福祉士（委託）が頻回受診指導、長期入院患者の退院促進等を図り、医療扶助の適正化に努めています。

◆効果額

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立支援医療等　他法活用	1 億 4,807 万円	1 億,4,001 万円	1 億,3,566 万円
頻回受診等　適正受診指導	2,503 万円	798 万円	4,355 万円
退院サポート事業等　退院促進	3 億 1,389 万円	3 億 1,295 万円	2 億 2,170 万円

※看護師（会計年度任用職員）10 名、社会福祉士　２名

（２）介護扶助適正化事業

各区に配置しているケアマネジャー（会計年度任用職員８名）がケアプランチェック等を行い、介護扶助の適正化に努めています。

◆効果額

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ケアプランチェック	988 万円	575 万円	464 万円
自立支援給付等　他法他施策活用	895 万円	751 万円	1,058 万円
他法活用（福祉施設入所等）	9 億 1,950 万円	10 億 4,112 万円	8 億 2,462 万円

（３）被保護者健康管理支援事業

平成 30(2018)年の生活保護法改正により創設されました。基本健診の受診勧奨に取り組むとともに、健診等のデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進しています。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
基本健診受診数	236 人	243 人	229 人

３　生活保護受給者に対する不正受給対策

届出の義務を説明することや調査の徹底により、不正受給の未然防止・早期発見・厳正な対処に努めています。

（１）「不正受給防止のしおり」の配布

年１回以上全受給世帯に配布し、届出義務の徹底を図っています。

（２）「課税調査」の徹底

毎年、課税資料と受給者から提出された収入の申告とを照合し、未申告の収入の発見に努めています。

（３）「生活保護適正化推進調査チーム」の設置

不正受給防止対策官（警察 OB）の下に適正化推進調査員を配置し、東西２つの「生活保護適正化推進調査チーム」を設け、不正受給が疑われるケースの調査等の徹底を図っています。また、警察等関係機関との連携強化を図り、悪質な案件については告訴等の検討を行っています。

◆実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
告訴・被害届件数	1 件	3 件	4 件

第３節　生活困窮者自立支援　〔地域福祉推進課〕

１　生活困窮者自立支援法

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼動年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

そのため、生活困窮者の自立に向けた支援が確実に実施されるよう、新たな生活困窮者自立支援制度の創設を目的に「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年４月から施行されました。

この法律に基づく新しい支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を包括的な相談で把握し、生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支援しながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強め、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上を目指すものです。

本市では、平成26(2014)年度に小倉北区においてモデル事業を試行し、平成27(2015)年４月から各区役所にいのちをつなぐネットワークコーナーを開設しました。

常駐する相談支援員が、様々な理由で経済的にお困りの方のご相談をお聞きし、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行うなど、市内全区において「北九州市生活困窮者自立支援事業」を実施しています。

２　生活困窮者自立支援事業

各区役所保健福祉課の相談窓口で、以下の事業を実施しています。

◆相談件数

	概　要	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を実施します。	5,324件	2,693件	2,392件
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方を対象に、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を実施します。	312件	188件	122件
就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。	34件	18件	19件
家計改善支援事業	家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導等の支援を実施します。	497件	459件	707件
居住支援事業	自立相談事業の相談者について、賃貸住宅の入居、居住に関しての支援を実施します。	55件	46件	36件

※各区役所保健福祉課の相談窓口に来所又は、電話で相談を受けた実績です。

３　生活福祉資金　（実施主体：福岡県社会福祉協議会）

低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として総合支援資金や教育支援資金などの資金貸付を行っています。

◆貸付件数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸付件数	98件	127件	175件

第４節　ホームレス対策　〔地域福祉推進課〕

１　ホームレスの現状

本市のホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、本市が策定した実施計画に即して施策を推進しています。

平成16(2004)年９月の自立支援センター設置以来（434人）、ホームレス数は減少を続けてきましたが、平成19(2007)年頃から減少傾向は鈍化し、横ばい状態で推移（180人前後）してきました。平成20(2008)年秋以降の雇用情勢の悪化等により、一時は増加に転じましたが、令和に入ってからは、50人前後で推移しています。

◆ホームレス数の推移（各年３月時点）

調査時期	令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月
人数	54人	59人	43人

２　自立へ向けた支援

（１）ホームレス自立支援センター北九州

北九州市内で自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている方に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導などを行い自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談などを行うことによりホームレスの就労による自立を支援しています。

【所在地】小倉北区大門一丁目６番48号

【定員】50人

【利用期間】原則として６ヶ月以内

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規相談者数	45人	43人	31人

（２）巡回相談指導事業

巡回相談指導員がホームレスの生活する場所などを巡回し、本人と直接面接して、生活相談・健康相談などを行い個々のホームレスの実態を把握します。

自立支援センターや各種福祉施設の入所案内など必要な助言を行うほか、関係機関との連携を図り自立に必要な支援を行っています。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規相談者数	57人	86人	77人

（３）北九州市ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題に関する協議・調整などを行い、自立支援施策の推進を行政と市民・民間との協働により実現することを目的に設置しています。実施計画の推進に関することやホームレス問題の理解促進に関することなどについて、行政と市民・民間の連絡調整、情報交換及び意見交換（年２回程度）を行っています。